

赤穂市古民家再生促進支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年4月30日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市訓令甲第43号

赤穂市古民家再生促進支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

赤穂市古民家再生促進支援事業補助金交付要綱（令和元年赤穂市訓令甲第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「築50年以上経過した」を「建築基準法（昭和25年法律第201号）施行日前に建築された」に改め、同条第6号中「地域交流施設」を「地域交流拠点」に改める。

第4条第1項第3号中「地域交流施設」を「地域交流拠点」に改め、同条第2項第2号中「建築基準法（昭和25年法律第201号）」を「建築基準法」に改める。

第5条第1号中「地域交流施設」を「地域交流拠点」に改める。

第10条中「2月末日」を「3月末日」に改める。

様式第2号、様式第4号、様式第6号及び様式第16号中「地域交流施設」を「地域交流拠点」に改める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。